

新たに事務所をお探しの方へ

賃貸料を補助します

240最大
万円

都市型産業等育成補助金

事務所等の賃借料等を月額上限**10万円**、
最長**24カ月**で**240万円**まで補助します

事務所等の賃借料が対象です。

共益費、管理費、消費税、敷金、礼金、保証金等は対象外です。

交付対象の賃借料は令和8年4月以降分となります。



募集期間

令和7年4月1日～9月30日

令和6年10月1日～令和7年3月31日に賃貸借契約等を締結された方につきましては、
令和7年4月1日～4月30日の期間に申請可能です。

対象業種

■製造業 ■情報通信業 ■自然科学研究所

■アニメーション・コンテンツ・ICT関連産業など

■上記以外に主に総務人事等を行う専業の正社員6人以上が常駐する本社

対象条件 以下 ① ② とともに満たす事業者

①市内で新たに事務所等を賃借等する法人または個人

（既に市内で操業されている方が事業拡大のために市内の別物件に移転する場合も対象）

②補助対象の事業を、市内で5年以上継続できる方

※その他、細かい条件などについては市HPをご覧ください。

申請方法

賃貸借契約の締結前に窓口までお越しいただくか、
電話またはメールにてご相談ください。

所沢市産業経済部 産業振興課 企業誘致グループ

〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

電話：04-2998-9157

Mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp

